

平成28年第2回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成28年2月22日

開会

- 日程第1 平成28年第1回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第1号 瑞穂市私立保育所補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第5 報告第2号 瑞穂市私立保育所施設整備補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第6 議案第3号 瑞穂市穂積公民館冷温水機更新工事計画について
- 日程第7 議案第4号 瑞穂市総合センター冷温水機及び冷却塔更新工事計画について
- 日程第8 議案第5号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第9 議案第6号 瑞穂市一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示について
- 日程第10 議案第7号 瑞穂市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示について
- 日程第11 議案第8号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について
- 日程第12 議案第9号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について
- 日程第13 意見聴取 瑞穂市暴力団の排除に関する条例及び瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

て

日程第16 意見聴取 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用
及び提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第17 意見聴取 平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）につ
いて

日程第18 意見聴取 平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（
第2号）について

日程第19 意見聴取 平成28年度瑞穂市一般会計予算について

日程第20 意見聴取 平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算につい
て

日程第21 そ の 他 教育次長

教育総務課長

学校教育課長

幼児支援課長

生涯学習課長

次回教育委員会会議の開催について

平成28年 月 日（ ）午後 時 分から

閉会

報告第1号

瑞穂市私立保育所補助金交付要綱の一部を改正する告示について
瑞穂市私立保育所補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂
市教育委員会に報告する。

平成28年2月22日提出

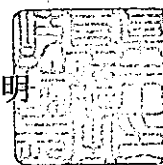
瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

瑞穂市告示第23号

瑞穂市私立保育所補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年2月10日

瑞穂市長 棚橋 敏 明



瑞穂市私立保育所補助金交付要綱の一部を改正する告示

瑞穂市私立保育所補助金交付要綱（平成18年瑞穂市告示第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱

第1条中「私立保育所」を「私立保育所等」に、「私立保育所補助金」を「私立保育所等補助金」に改める。

第2条中「法第35条第4項の規定により認可を受けた私立保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）により認定を受けた保育所を含む。）」を「次に掲げる私立保育所等を運営する者又は設置を予定している者」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 法第35条第4項の規定により認可を受けた保育所
 - (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）により認定を受けた保育所又は認可を受けた幼保連携型認定こども園
 - (3) 法第34条の15第2項の規定により認可を受けた小規模保育事業
- 別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

補助金の種類	補助要件	算定基準	補助金の請求
低年齢児保育促進事業補助金	低年齢児保育のための保育士を年度当初から加配し、当該年度の5月初日から3月初日までの間、保育士配置基準で1.0以上の保育士加配が必要となる数の低	岐阜県児童福祉等対策事業補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）別表3項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内	年2回

	年齢児が入所した 市内所在の保育所 等		
利用者支援事業 補助金	利用者支援事業を 行う市内所在の保 育所等	県補助金交付要綱 別表31項の知事 が別に定めるとこ ろにより算定した 額の範囲内	年2回
延長保育対策費 補助金	11時間30分以 上の保育を実施す る市内所在の保育 所等	県補助金交付要綱 別表31項の知事 が別に定めるとこ ろにより算定した 額の範囲内	年2回
一時預かり事業 費補助金	一時預かりを実施 している市内所在 の保育所等	県補助金交付要綱 別表31項の知事 が別に定めるとこ ろにより算定した 額の範囲内	年2回
地域子育て支援 センター事業費 補助金	地域子育て支援セ ンター事業を行う 市内所在の保育所 等	県補助金交付要綱 別表31項の知事 が別に定めるとこ ろにより算定した 額の範囲内	年2回
運営費補助金	市内所在の保育所 等で保育事業を実 施するに必要な運 営費用	市長が別に定める ところにより算定 した額の範囲内	事業等を実施 した月の翌月 10日までに 実施相当分を 超えない額

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の瑞穂市私立保育所等補助金交付

要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

瑞穂市私立保育所補助金交付要綱（平成18年瑞穂市告示第32号）新旧対照表

改正後（案）				現行																			
<p align="center"><u>瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、<u>私立保育所等</u>の管理運営に寄与し、児童福祉の推進を図るため交付する<u>私立保育所等補助金</u>（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（補助対象者）</p> <p>第2条 この補助金の交付対象者は、次に掲げる私立保育所等を運営する者又は設置を予定している者</p> <p>_____とする。</p> <p>(1) <u>法第35条第4項の規定により認可を受けた私立保育所</u></p> <p>(2) <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）により認定を受けた保育所又は認可を受けた幼保連携型認定こども園</u></p> <p>(3) <u>法第34条の15第2項の規定により認可を受けた小規模保育事業</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金の種類</th> <th>補助要件</th> <th>算定基準</th> <th>補助金の請求</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低年齢児保育</td> <td>低年齢児保育のため</td> <td>岐阜県児童福祉等</td> <td>年2回</td> </tr> </tbody> </table>				補助金の種類	補助要件	算定基準	補助金の請求	低年齢児保育	低年齢児保育のため	岐阜県児童福祉等	年2回	<p align="center"><u>瑞穂市私立保育所補助金交付要綱</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、<u>私立保育所</u>の管理運営に寄与し、児童福祉の推進を図るため交付する<u>私立保育所補助金</u>（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（補助対象者）</p> <p>第2条 この補助金の交付対象者は、<u>法第35条第4項の規定により認可を受けた私立保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）により認定を受けた保育所を含む。）</u>とする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金の種類</th> <th>補助要件</th> <th>算定基準</th> <th>補助金の請求</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度途中受入</td> <td>低年齢児保育のため</td> <td>岐阜県児童福祉等</td> <td>年2回</td> </tr> </tbody> </table>				補助金の種類	補助要件	算定基準	補助金の請求	年度途中受入	低年齢児保育のため	岐阜県児童福祉等	年2回
補助金の種類	補助要件	算定基準	補助金の請求																				
低年齢児保育	低年齢児保育のため	岐阜県児童福祉等	年2回																				
補助金の種類	補助要件	算定基準	補助金の請求																				
年度途中受入	低年齢児保育のため	岐阜県児童福祉等	年2回																				

促進事業補助金	めの保育士を年度当初から加配し、当該年度の5月初日から3月初日までの間、保育士配置基準で1.0以上の保育士加配が必要となる数の低年齢児が入所した市内所在の保育所等	対策事業補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）別表3項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内		促進事業補助金	めの保育士を年度当初から加配し、当該年度の5月初日から3月初日までの間、保育士配置基準で1.0以上の保育士加配が必要となる数の低年齢児が入所した市内所在の保育所	対策事業補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）別表3項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内	
利用者支援事業補助金	利用者支援事業を行う市内所在の保育所等	県補助金交付要綱別表31項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内	年2回	障害児保育事業補助金	障害乳幼児と認められること。	市長が別に定めるところにより算定した額の範囲内	事業等を実施した月の翌月10日までに実施相当分を超えない額
延長保育対策費補助金	11時間30分以上の保育を実施する市内所在の保育所等	県補助金交付要綱別表31項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内	年2回	延長保育対策費補助金	11時間30分以上の保育を実施する市内所在の保育所	県補助金交付要綱別表5項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内	年2回
一時預かり事業費補助金	一時預かりを実施している市内所在の保育所等	県補助金交付要綱別表31項の知事が別に定めるところ	年2回	一時預かり事業費補助金	一時預かりを実施している市内所在の保育所	県補助金交付要綱別表31項の知事が別に定めるところ	年2回

		により算定した額の範囲内				により算定した額の範囲内	
地域子育て支援センター事業費補助金	地域子育て支援センター事業を行う市内所在の保育所等	県補助金交付要綱別表31項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内	年2回	地域子育て支援センター事業費補助金	地域子育て支援センター事業を行う市内所在の保育所	県補助金交付要綱別表31項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内	年2回
				保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む市内所在の保育所	県補助金交付要綱別表31項の知事が別に定めるところにより算定した額の範囲内	年2回
運営費補助金	市内所在の保育所等で保育事業を実施するに必要な運営費用	市長が別に定めるところにより算定した額の範囲内	事業等を実施した月の翌月10日までに実施相当分を超えない額	運営費補助金	市内所在の保育所__で保育事業を実施するに必要な運営費用	市長が別に定めるところにより算定した額の範囲内	事業等を実施した月の翌月10日までに実施相当分を超えない額

報告第2号

瑞穂市私立保育所施設整備補助金交付要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市私立保育所施設整備補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。

平成28年2月22日提出

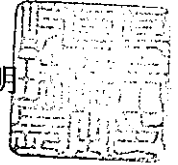
瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

瑞穂市告示第24号

瑞穂市私立保育所施設整備補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年2月10日

瑞穂市長 棚橋 敏 明



瑞穂市私立保育所施設整備補助金交付要綱の一部を改正する告示

瑞穂市私立保育所施設整備補助金交付要綱（平成２２年瑞穂市告示第３４号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

瑞穂市私立保育所等施設整備補助金交付要綱

第２条中「児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３５条第４項の規定による認可を受けて保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）により認定を受けた保育所を含む。）を運営する者」を「次に掲げる私立保育所等を運営する者又は設置を予定している者」に、「保育所」を「保育所等」に改め、同条に次の各号を加える。

- （１）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３５条第４項の規定により認可を受けた保育所
- （２）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）により認定を受けた保育所又は認可を受けた幼保連携型認定こども園
- （３）法第３４条の１５第２項の規定により認可を受けた小規模保育事業
第３条中「建設等」の前に「国の交付金等の基準に基づき」を加える。

附 則

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

瑞穂市私立保育所施設整備補助金交付要綱（平成22年瑞穂市告示第34号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;"><u>瑞穂市私立保育所等施設整備補助金交付要綱</u> （補助対象）</p> <p>第2条 市長は、<u>次に掲げる私立保育所等を運営する者又は設置を予定している者</u></p> <hr/> <p style="text-align: right;">が、保育所等の新築、増築、改築及び施設整備（以下「建設等」という。）のうち市長が適当と認める事業を行うときは、当該事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することができる。</p> <p>(1) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により認可を受けた保育所</u></p> <p>(2) <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）により認定を受けた保育所又は認可を受けた幼保連携型認定こども園</u></p> <p>(3) <u>法第34条の14第2項の規定により認可を受けた小規模保育事業</u> （補助金の額）</p> <p>第3条 補助金の額は、<u>国の交付金等の基準に基づき建設等に要する経費の4分の3以内の額を限度とし、市長が定めるものとする。ただし、国、県、その他公共団体等からの補助金の交付を受ける場合は、その</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>瑞穂市私立保育所施設整備補助金交付要綱</u> （補助対象）</p> <p>第2条 市長は、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による認可を受けて保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）により認定を受けた保育所を含む。）を運営する者が、保育所</u>の新築、増築、改築及び施設整備（以下「建設等」という。）のうち市長が適当と認める事業を行うときは、当該事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することができる。</p> <p style="text-align: right;">（補助金の額）</p> <p>第3条 補助金の額は、<u>建設等に要する経費の4分の3以内の額を限度とし、市長が定めるものとする。ただし、国、県、その他公共団体等からの補助金の交付を受ける場合は、その</u></p>

補助金の額を控除した額とする。

補助金の額を控除した額とする。

議案第 3 号

瑞穂市穂積公民館冷温水機更新工事計画について

瑞穂市穂積公民館冷温水機更新工事計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則(平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号)第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 瑞穂市穂積公民館冷温水機更新工事
- 2 実施期間 平成 28 年 4 月から 6 月 (予定)
- 3 契約方法 一般競争入札 (予定)
- 4 工事場所 穂積公民館 瑞穂市別府 1 3 0 0 番地 3
- 5 工事概要 穂積公民館 (1 階用) 冷温水機更新 N = 1 式
- 6 予 算 額 2 1, 6 0 0 千円

平成 28 年 2 月 22 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

老朽化に伴い不具合が生じており、貸館業務に影響をきたすため更新するもの。

【工事明細】

工事名：瑞穂市穂積公民館冷温水機更新工事

名称	形質	単位	数量	備考
ガス直焚吸収式冷温水機	HAU-FH80CXR	式	1	
既設機器撤去		式	1	
既設冷温水機溶液回収、廃液処分		式	1	
既設配管撤去		式	1	
配管工事		式	1	
保温工事		式	1	
ガス配管工事		式	1	
遠方計装盤作成、設置		式	1	
試運転点検調整		式	1	
諸経費		式	1	

議案第 4 号

瑞穂市総合センター冷温水機及び冷却塔更新工事計画について

瑞穂市総合センター冷温水機及び冷却塔更新工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 瑞穂市総合センター冷温水機及び冷却塔更新工事
- 2 実施期間 平成 28 年 4 月から 6 月（予定）
- 3 契約方法 一般競争入札（予定）
- 4 工事場所 総合センター 瑞穂市別府 1 2 8 3 番地
- 5 工事概要 総合センター（福祉・保健・生涯学習センター用）
冷温水機及び冷却塔更新 N = 1 式
- 6 予 算 額 54,857 千円

平成 28 年 2 月 22 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

老朽化に伴い不具合が生じており、貸館業務に影響をきたすため更新するもの。

【工事明細】

工事名：瑞穂市総合センター冷温水機及び冷却塔更新工事

名称	形質	単位	数量	備考
冷温水発生機	CH-KZ140U86	式	1	
冷却塔	CT-K140KLSD	式	1	
濃縮液回収		式	1	
レッカー（搬出・搬入）	60 t	回	1	
機器撤去		式	1	
配管撤去		式	1	
機器据付		式	1	
仮設足場		式	1	
配管材料		式	1	
配管作業		式	1	
保温作業		式	1	
配線作業		式	1	
計装工事		式	1	
産廃処分		式	1	
試運転調整		式	1	
養生		式	1	
交通運搬		式	1	
諸経費		式	1	

議案第 5 号

瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について
瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

平成 28 年度から別府保育所の定員 240 人から 260 人に変更するため、
市教育委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

瑞穂市保育所条例施行規則（平成２２年瑞穂市教育委員会規則第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条の表別府保育所の項中「２４０」を「２６０」に改める。

附 則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

瑞穂市保育所条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第11号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
（保育所の定員） 第2条 条例第2条に定める保育所の定員は、次のとおりとする。		（保育所の定員） 第2条 条例第2条に定める保育所の定員は、次のとおりとする。	
名称	定員（人）	名称	定員（人）
本田第1保育所	150	本田第1保育所	150
本田第2保育所	150	本田第2保育所	150
別府保育所	260	別府保育所	240
穂積保育所	90	穂積保育所	90
牛牧第1保育所	120	牛牧第1保育所	120
牛牧第2保育所	220	牛牧第2保育所	220
西保育・教育センター	145	西保育・教育センター	145
中保育・教育センター	140	中保育・教育センター	140
南保育・教育センター	240	南保育・教育センター	240

議案第6号

瑞穂市一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示案を別紙のとおり提出する。

平成28年2月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

現在南保育・教育センターにおいて実施している一時預かり事業を平成28年4月1日から中保育・教育センターへ実施施設の変更を行うため、市教育委員会告示の改正を行うもの。

瑞穂市一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示

瑞穂市一時預かり事業実施要綱（平成22年瑞穂市教育委員会告示第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号及び第5条第3号中「南保育・教育センター」を「中保育・教育センター」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この告示のために必要な準備行為は、この告示の施行日前においても行うことができる。

瑞穂市一時預かり事業実施要綱（平成22年瑞穂市教育委員会告示第21号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（実施施設）</p> <p>第3条 事業を実施する保育所（以下「事業実施施設」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） <u>中保育・教育センター</u></p> <p>（利用定員）</p> <p>第5条 1日当たりの事業実施施設の利用定員は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） <u>中保育・教育センター</u> おおむね3人程度</p>	<p>（実施施設）</p> <p>第3条 事業を実施する保育所（以下「事業実施施設」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） <u>南保育・教育センター</u></p> <p>（利用定員）</p> <p>第5条 1日当たりの事業実施施設の利用定員は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） <u>南保育・教育センター</u> おおむね3人程度</p>

議案第7号

瑞穂市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示について
瑞穂市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示案を別紙のと
おり提出する。

平成28年2月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

現在南保育・教育センターにおいて実施している地域子育て支援拠点事業を
平成28年4月1日から廃止するため、市教育委員会告示の改正を行うもの。

瑞穂市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部を改正する告示

瑞穂市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成22年瑞穂市教育委員会告示第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号を削る。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

瑞穂市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成22年瑞穂市教育委員会告示第24号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（事業実施施設）</p> <p>第3条 この事業は、次の施設（以下「地域子育て支援センター」という。）で実施する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>（事業実施施設）</p> <p>第3条 この事業は、次の施設（以下「地域子育て支援センター」という。）で実施する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 南保育・教育センター</u></p>

議案第 8 号

瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について

別紙のとおり瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 33 条の規定により、保育所嘱託医を委嘱するもの。

保育所嘱託医師・嘱託歯科医師一覧表

保育所名	科名	氏名	任期
本田第1保育所	内科医	中島 俊彦	H27.4.1～H29.3.31
	歯科医	竹矢 良三	H28.4.1～H30.3.31
本田第2保育所	内科医	京極 章三	H27.4.1～H29.3.31
	歯科医	長野 弘典	H28.4.1～H30.3.31
別府保育所	内科医	京極 章三	H27.4.1～H29.3.31
	歯科医	広瀬 元士	H28.4.1～H30.3.31
穂積保育所	内科医	福田 信臣	H27.4.1～H29.3.31
	歯科医	江崎 肇	H28.4.1～H30.3.31
牛牧第1保育所	内科医	佐竹 真一	H27.4.1～H29.3.31
	歯科医	伊東 裕治	H28.4.1～H30.3.31
牛牧第2保育所	内科医	佐竹 真一	H27.4.1～H29.3.31
	歯科医	加藤 嗣泰	H28.4.1～H30.3.31
西保育・教育センター	内科医	若園 明裕	H27.4.1～H29.3.31
	歯科医	武内 尚博	H28.4.1～H30.3.31
中保育・教育センター	内科医	中島 俊彦	H27.4.1～H29.3.31
	歯科医	加藤 邦茂	H28.4.1～H30.3.31
南保育・教育センター	内科医	中島 俊彦	H27.4.1～H29.3.31
	歯科医	辻 雅明	H28.4.1～H30.3.31

議案第9号

瑞穂市学校薬剤師の委嘱について

瑞穂市学校薬剤師に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成28年2月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により、学校薬剤師を委嘱するもの。

学校医一覧表

学校(園)名	科 名	校医名	任 期
穂積小学校	内科医	吉村 剛	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	歯科医	江崎 肇	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	眼科医	福田 由美	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳山 玉美	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	薬剤師	棚瀬 友啓	平成28年4月1日から平成29年3月31日
本田小学校	内科医	福田 信臣	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	歯科医	伊東 裕治	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	眼科医	水野 美弥子	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳山 玉美	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	薬剤師	亀井 文恵	平成28年4月1日から平成29年3月31日
牛牧小学校	内科医	国枝 武俊	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	歯科医	柴田 泰二	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	眼科医	福田 由美	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳山 玉美	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	薬剤師	若山 としこ	平成28年4月1日から平成29年3月31日
生津小学校	内科医	若園 明裕	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	歯科医	竹矢 良三	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	眼科医	水野 美弥子	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳山 玉美	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	薬剤師	亀井 文恵	平成28年4月1日から平成29年3月31日
南小学校	内科医	高木 昌一	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	歯科医	辻 雅明	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	眼科医	水野 美弥子	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊田 貴彦	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	薬剤師	池田 美奈江	平成28年4月1日から平成29年3月31日
中小学校	内科医	千田美穂子	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	歯科医	加藤 邦茂	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	眼科医	水野 美弥子	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊田 貴彦	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	薬剤師	小澤 栄司	平成28年4月1日から平成29年3月31日
西小学校	内科医	若園 明裕	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	歯科医	武内 尚博	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	眼科医	水野 美弥子	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊田 貴彦	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	薬剤師	棚瀬 友啓	平成28年4月1日から平成29年3月31日
穂積中学校	内科医	所 俊彦	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	歯科医	芥子川 雅也	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	眼科医	福田 由美	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊田 貴彦	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	薬剤師	若山 としこ	平成28年4月1日から平成29年3月31日
穂積北中学校	内科医	三輪 啓志	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	歯科医	広瀬 元士	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	眼科医	宇土 美代子	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳山 玉美	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	薬剤師	中條 裕二	平成28年4月1日から平成29年3月31日
梶南中学校	内科医	千田美穂子	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	歯科医	小牧 令二	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	眼科医	水野 美弥子	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊田 貴彦	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	薬剤師	棚瀬 友啓	平成28年4月1日から平成29年3月31日
ほづみ幼稚園	内科医	京極 章三	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	歯科医	松野 進一	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	眼科医	福田 由美	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳山 玉美	平成27年4月1日から平成29年3月31日
	薬剤師	西山 光知子	平成28年4月1日から平成29年3月31日

意見聴取

瑞穂市暴力団の排除に関する条例及び瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例について

瑞穂市暴力団の排除に関する条例及び瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成28年2月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の公布に伴い、教育長の身分が特別職の身分のみを有するものとなるため、市条例の改正を行うもの。

議案第 8 号

瑞穂市暴力団の排除に関する条例及び瑞穂市における法令遵守の推進等
に関する条例の一部を改正する条例について

瑞穂市暴力団の排除に関する条例及び瑞穂市における法令遵守の推進等に関
する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

瑞穂市長 棚 橋 敏 明

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 6
年法律第 7 6 号）の公布に伴い、教育長の身分が特別職の身分のみを有するも
のとなるため、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市暴力団の排除に関する条例及び瑞穂市における法令遵守の推進等
に関する条例の一部を改正する条例

(瑞穂市暴力団の排除に関する条例の一部改正)

第1条 瑞穂市暴力団の排除に関する条例（平成23年瑞穂市条例第21号）
の一部を次のように改正する。

第6条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の一部改正)

第2条 瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例第1条による改正後の瑞穂市暴力団の排除に関する条例第6条の規定は適用せず、改正前の瑞穂市暴力団の排除に関する条例第6条の規定は、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例第2条による改正後の瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例第2条の規定は適用せず、改正前の瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

瑞穂市暴力団の排除に関する条例（平成23年瑞穂市条例第21号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（不当要求行為に対する措置）</p> <p>第6条 市は、暴力団員等から職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する職員のうち、市長、副市長及び教育長をいう。）に対して、不当要求行為等（瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第1号）第2条第6号に規定する不当要求行為等をいう。）があった場合は、これを拒否するとともに、同条例の規定に基づき、適正かつ円滑な職務の遂行を確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（不当要求行為に対する措置）</p> <p>第6条 市は、暴力団員等から職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する職員のうち、市長及び副市長 _____ をいう。）に対して、不当要求行為等（瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第1号）第2条第6号に規定する不当要求行為等をいう。）があった場合は、これを拒否するとともに、同条例の規定に基づき、適正かつ円滑な職務の遂行を確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p>

瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例(平成20年瑞穂市条例第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員のうち、市長、<u>副市長</u>及び<u>教育長</u>をいう。</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員のうち、市長及び副市長_____をいう。</p> <p>(2)～(6) 略</p>

意見聴取

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成28年2月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

平成28年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出について、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

議案第 37 号

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 1 日提出

瑞穂市長 棚 橋 敏 明

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 22 号）の施行に伴い、保育士の配置基準について弾力的運用を可能とするため、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条

の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瑞穂市条例第22号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>附 則</p> <p><u>（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）</u></p> <p><u>第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</u></p> <p><u>第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。</u></p> <p><u>第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業</u></p>	<p>附 則</p>

所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

意見聴取

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成28年2月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

平成28年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出について、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

議案第10号

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月1日提出

瑞穂市長 棚橋敏明

提案理由

平成28年4月1日から瑞穂市総合計画等評価審議会、瑞穂市生活支援・介護予防体制整備推進会議、瑞穂市空家等対策協議会を新設、瑞穂市要保護児童対策地域協議会の委員の任期及び瑞穂市障害者自立支援協議会の担任する事務の変更等を行うため、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表市長の瑞穂市総合計画策定審議会の項の次に次のように加える。

市長	瑞穂市総合計画等評価審議会	総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理について調査及び審議すること。	15人以内	公共的団体等が推薦する者 識見を有する者 その他市長が適当と認める者	2年	企画部 企画財政課
----	---------------	---	-------	--	----	--------------

別表市長の瑞穂市母子保健連絡協議会の項中「保健・医療・福祉・教育関係者」を「保健、医療、福祉又は教育の関係者」に改め、同表市長の瑞穂市要保護児童対策地域協議会の項中「1年」を「2年」に改め、同表市長の瑞穂市老人福祉計画策定・推進委員会の項中「保健・医療・福祉関係者」を「保健、医療又は福祉の関係者」に改め、同項の次に次のように加える。

市長	瑞穂市生活支援・介護予防体制整備推進会議	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第5号に規定する生活支援・介護予防体制整備について、総合的にかつ効果的に推進するため、審議調整すること。	30人以内	介護、医療又は地域福祉の関係者 識見を有する者 関係団体の代表者 その他市長が適当と認める者	1年	福祉部 地域高齢福祉課
----	----------------------	--	-------	---	----	----------------

「

障害者等の自立を支援するため、障害福祉関係者で連携し、支援体制を協議し、連絡調整すること。

別表市長の瑞穂市障害者自立支援協議会の項中

」

「

(1) 障害者等の自立を支援するため、障害福祉関係者で連携し、支援体制を協議し、連絡調整すること。
(2) 障害者差別の解消を効果的に進めることについて調査及び審議すること。

を

に改め、同表市長の瑞穂市景観計画策定委員会の項

」

の次に次のように加える。

市長	瑞穂市空家等対策協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施について、同法第7条第1項の規定に基づき協議し、又は意見を建議すること。	10人以内	識見を有する者 関係団体の代表者 関係行政機関の職員 その他市長が適当と認める者	2年	都市整備部都市開発課
----	-------------	---	-------	---	----	------------

別表教育委員会の瑞穂市次世代育成支援対策協議会の項中「保健・医療・福祉・教育・地域活動団体等次世代支援又は子ども・子育て支援に関係する者」を「保健、医療、福祉、教育、地域活動団体等次世代支援又は子ども・子育て支援に関係する者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に瑞穂市要保護児童対策地域協議会の委員である者の委員の任期は、この条例による改正後の瑞穂市附属機関設置条例の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）新旧対照表

改正後（案）							現行						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
附属機関の属する執行機関	附属機関名	担任する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課名	附属機関の属する執行機関	附属機関名	担任する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課名
市長	瑞穂市総合計画策定審議会	総合計画の策定について調査及び審議すること。	20人以内	公共的団体等が推薦する者 識見を有する者 その他市長が 適当と認める 者	計画策定 終了 まで	企画部 企画財政課	市長	瑞穂市総合計画策定審議会	総合計画の策定について調査及び審議すること。	20人以内	公共的団体等が推薦する者 識見を有する者 その他市長が 適当と認める 者	計画策定 終了 まで	企画部 企画財政課
市長	瑞穂市総合計画等評価審議会	総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理に	15人以内	公共的団体等が推薦する者 識見を有する	2年	企画部 企画財政							

		について調査及び審議 すること。		者 その他市長が 適当と認める 者		政課
市長	瑞穂市母子 保健連絡協 議会	母子保健事業の総合 的な施策について、 調査及び審議するこ と。	20人 以内	地域医師会を 代表する者 識見を有する 者 保健、医療、福 祉又は教育の 関係者 その他市長が 適当と認める 者	2年	福祉 部健 康推 進課

市長	瑞穂市母子 保健連絡協 議会	母子保健事業の総合 的な施策について、 調査及び審議するこ と。	20人 以内	地域医師会を 代表する者 識見を有する 者 保健・医療・福 祉・教育関係者 その他市長が 適当と認める 者	2年	福祉 部健 康推 進課

市長	瑞穂市要保護児童対策地域協議会	虐待防止等の総合的な施策について、調査及び審議すること。	15人以内	民生・児童委員の代表者 人権擁護委員 児童福祉関係者 その他市長が 適当と認める者	2年	福祉部福祉生活課
市長	瑞穂市老人福祉計画策定・推進委員会	老人福祉計画の策定及び推進について調査及び審議すること。	15人以内	保健、医療又は福祉の関係者 行政関係者 識見を有する者 その他市長が 適当と認める者	3年	福祉部地域福祉高齢課
市長	瑞穂市生活支援・介護予防体制整備推進会議	介護保険法（平成9年法律第123号）第15条の45第2項第5号に規定する生活支援・介護予防体制整	30人以内	介護、医療又は地域福祉の関係者 識見を有する者	1年	福祉部地域福祉高齢課

市長	瑞穂市要保護児童対策地域協議会	虐待防止等の総合的な施策について、調査及び審議すること。	15人以内	民生・児童委員の代表者 人権擁護委員 児童福祉関係者 その他市長が 適当と認める者	1年	福祉部福祉生活課
市長	瑞穂市老人福祉計画策定・推進委員会	老人福祉計画の策定及び推進について調査及び審議すること。	15人以内	保健・医療・福祉関係者 行政関係者 識見を有する者 その他市長が 適当と認める者	3年	福祉部地域福祉高齢課

		備について、総合的にかつ効果的に推進するため、審議調整すること。		関係団体の代表者 その他市長が 適当と認める 者		
市長	瑞穂市障害者自立支援協議会	(1)障害者等の自立を支援するため、障害福祉関係者で連携し、支援体制を協議し、連絡調整すること。 (2)障害者差別の解消を効果的に進めるための調査及び審議をすること。	20人以内	障害者（児）、その家族その他障害福祉関係者 行政関係者 識見を有する者 その他市長が 適当と認める 者	2年	福祉部福祉生活課

市長	瑞穂市障害者自立支援協議会	障害者等の自立を支援するため、障害福祉関係者で連携し、支援体制を協議し、連絡調整すること。	20人以内	障害者（児）、その家族その他障害福祉関係者 行政関係者 識見を有する者 その他市長が 適当と認める 者	2年	福祉部福祉生活課

教育 委員 会	瑞穂市次世 代育成支援 対策協議会	次世代育成支援行動 計画の策定及び推進 並びに子ども・子育 て支援法（平成24年 法律第65号）第77条 第1項各号に掲げる 事務を処理するため に必要な事項につい て調査審議するこ と。	12人 以内	識見を有する 者 保健、医療、福 祉、教育、地域 活動団体等次 世代支援又は 子ども・子育て 支援に関係す る者 市内に居住し、 市内の事務所に 勤務し、又は 市内の大学に 在学する18歳 以上の者 その他教育委 員会が適当と 認める者	2年	教育 委員 会幼 児支 援課	教育 委員 会	瑞穂市次世 代育成支援 対策協議会	次世代育成支援行動 計画の策定及び推進 並びに子ども・子育 て支援法（平成24年 法律第65号）第77条 第1項各号に掲げる 事務を処理するため に必要な事項につい て調査審議するこ と。	12人 以内	識見を有する 者 保健・医療・福 祉・教育・地域 活動団体等次 世代支援又は 子ども・子育て 支援に関係す る者 市内に居住し、 市内の事務所に 勤務し、又は 市内の大学に 在学する18歳 以上の者 その他教育委 員会が適当と 認める者	2年	教育 委員 会幼 児支 援課
教育 委員 会	瑞穂市子ど もの読書活 動推進会議	子どもの読書活動推 進計画の実施につい て調査及び審議する こと。	12人 以内	ほづみ幼稚園 又は小中学校 の保護者を代 表する者	3年	教育 委員 会生 涯学	教育 委員 会	瑞穂市子ど もの読書活 動推進会議	子どもの読書活動推 進計画の実施につい て調査及び審議する こと。	12人 以内	ほづみ幼稚園 又は小中学校 の保護者を代 表する者	3年	教育 委員 会生 涯学

			ほづみ幼稚園 長又は小中学 校長を代表す る者 瑞穂市立保育 所長を代表す る者 関係団体の代 表者 行政関係者 識見を有する 者 その他教育委 員会が適当と 認める者	習課			ほづみ幼稚園 長又は小中学 校長を代表す る者 瑞穂市立保育 所長を代表す る者 関係団体の代 表者 行政関係者 識見を有する 者 その他教育委 員会が適当と 認める者	習課
--	--	--	--	----	--	--	--	----

意見聴取

瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部改正について

瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例を一部改正するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成28年2月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横山博信

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条及び第19条の規定により、条例により個人番号等を利用又は提供する事務について必要な事項を定めるため、市条例の一部を改正するもの。

議案第 1 1 号

瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例について

瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成 2 8 年 3 月 1 日提出

瑞穂市長 棚 橋 敏 明

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 1 9 条の規定により、条例により個人番号等を提供する事務について新たな事項を定める必要があること、平成 2 8 年 1 月からの個人番号の利用開始後の個人番号の利用又は提供の状況調査による規定内容の変更等のため、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例（平成27年瑞穂市条例第22号）の一部を次のように改める。

第3条第2項中「及び別表第2の第2欄」を「及び別表第2の事務の欄」に、「別表第2の右欄」を「別表第2の保有特定個人情報の欄」に、「又は別表第2の中欄」を「又は別表第2の事務の欄」に改める。

第4条第1項中「第9号」を「第10号」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法第19条第10号の規定により、教育委員会は、市長（法令の規定により別表第2の第4欄に掲げる保有特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の決定及び実施に関する事務（同法の規定に準じて日本の国籍を有しない者に対して行われるこれらの事務を含む。）を処理するために必要な別表第4で定める保有特定個人情報の提供を求めた場合において、当該保有特定個人情報を提供することができる。

別表第1の2の項中「（昭和25年法律第144号）」を削り、「措置」を「実施又は就労自立給付金の支給」に改める。

別表第2の5の項中「、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）」を「、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による母子家庭自立支援給付金に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による児童及び生徒の就学の援助に関する情報（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定による医療に要する費用についての援助に関する情報を含む。）、特別児童扶養手当等の

支給に関する法律の規定による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）に改め、同表の6の項中「医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報、公営住宅関係情報、年金給付関係情報、被災者台帳情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報及び介護保険給付等関係情報並びに」を削り、「第192条」を「第192号」に改め、同表の11の項中「、国民健康保険の加入に関する情報及び国民年金の加入に関する情報」を「及び地方税関係情報」に改め、同表の12の項を次のように改める。

12	削除	
----	----	--

別表第2の13の項中「地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報」を「障害者関係情報」に改め、同表の15の項中「（昭和40年法律第141号）」を削り、同表の19の項中「、国民年金法その他の法令の規定による給付の支給に関する情報」を「、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付関係情報」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第4条関係）

	事 務	保有特定個人情報
1	生活保護法の規定による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（同法の規定に準じて日本の国籍を有しない者に対して行われるこれらの事務を含む。）であって規則で定めるもの	学校教育法の規定による児童及び生徒の就学の援助に関する情報（学校保健安全法の規定による医療に要する費用についての援助に関する情報を含む。）であって規則で定めるもの

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の日の前日までになされた申請、手続その他の行為で、こ

の条例による改正前の瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例（以下「独自利用等条例」という。）の相当規定の適用を受けることとなる申請、決定その他手続は、この条例による改正後の独自利用等条例による申請、決定その他手続とみなす。

瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例（平成27年瑞穂市条例第22号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（個人番号の利用に係る事務）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市の実施機関は、法定利用事務、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳事務及び別表第2の事務の欄に掲げる事務の処理に関して自らが保有する法別表第2の第4欄に掲げる保有特定個人情報^{（注）}の他、別表第2の保有特定個人情報の欄で定める保有特定個人情報について、法別表第2の第2欄に掲げる事務又は別表第2の事務の欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。</p> <p>3 略</p> <p>（保有特定個人情報の提供）</p> <p>第4条 法第19条第10号の規定により、市長は、教育委員会（法令の規定により法別表第2の第4欄に掲げる保有特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が、次に掲げる事務を処理するために必要な別表第3で定める保有特定個人情報の提供を求めた場合において、当該保有特定個人情報を提供することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>（個人番号の利用に係る事務）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市の実施機関は、法定利用事務、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳事務及び別表第2の第2欄に掲げる事務の処理に関して自らが保有する法別表第2の第4欄に掲げる保有特定個人情報^{（注）}の他、別表第2の右欄で定める保有特定個人情報について、法別表第2の第2欄に掲げる事務又は別表第2の中欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。</p> <p>3 略</p> <p>（保有特定個人情報の提供）</p> <p>第4条 法第19条第9号の規定により、市長は、教育委員会（法令の規定により法別表第2の第4欄に掲げる保有特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が、次に掲げる事務を処理するために必要な別表第3で定める保有特定個人情報の提供を求めた場合において、当該保有特定個人情報を提供することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

2 法第 19 条第 10 号の規定により、教育委員会は、市長（法令の規定により法別表第 2 の第 4 欄に掲げる保有特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護の決定及び実施に関する事務（同法の規定に準じて日本の国籍を有しない者に対して行われるこれらの事務を含む。）を処理するために必要な別表第 4 で定める保有特定個人情報の提供を求めた場合において、当該保有特定個人情報を提供することができる。

3 略

別表第 1（第 3 条関係）

	機 関	事 務
1	市長	瑞穂市福祉医療費助成に関する条例（平成 15 年瑞穂市条例第 68 号）の規定による医療費の助成に関する事務
2	市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第 2（第 3 条関係）

	事 務	保有特定個人情報
1	児童福祉法の規定による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、	生活保護関係情報（生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報を含む。以下同じ。）であつて規則で定めるもの

2 略

別表第 1（第 3 条関係）

	機 関	事 務
1	市長	瑞穂市福祉医療費助成に関する条例（平成 15 年瑞穂市条例第 68 号）の規定による医療費の助成に関する事務
2	市長	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第 2（第 3 条関係）

	事 務	保有特定個人情報
1	児童福祉法の規定による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、	生活保護関係情報（生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報を含む。以下同じ。）であつて規則で定めるもの

	障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
5	生活保護法の規定による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（同法の規定に準じて日本の国籍を有しない者に対して行われるこれらの事務を含む。）であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による母子家庭自立支援給付金に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による児童及び生徒の就学の援助に関する情報（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定による医療に要する費用についての援助に関する情報を含む。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当若

	障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
5	生活保護法の規定による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（同法の規定に準じて日本の国籍を有しない者に対して行われるこれらの事務を含む。）であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）

		しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、住民票関係情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
6	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者の資格に関する情報及び納税義務者又は当該納税義務者と同一世帯に属する者に係る地方税関係情報であって規則で定めるもの
11	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給に関する事務で	障害者関係情報、被災者台帳情報及び地方税関係情報 であって規則で定めるもの

		附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、住民票関係情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
6	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報、公営住宅関係情報、年金給付関係情報、被災者台帳情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報及び介護保険給付等関係情報並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192条）による被保険者の資格に関する情報及び納税義務者又は当該納税義務者と同一世帯に属する者に係る地方税関係情報であって規則で定めるもの
11	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給に関する事務で	障害者関係情報、被災者台帳情報、国民健康保険の加入に関する情報及び国民年金の加入に関する情報であって規則で定めるもの

	あって規則で定めるもの	
12	削除	
13	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報 及び被災者台帳情報であって規則で定めるもの
14	略	
15	母子保健法の規定による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報及び住民票関係情報であって規則で定めるもの
19	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付関係情報、住民票関係情報及び障害者の日常生活及

	あって規則で定めるもの	
12	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の規定による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
13	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報及び被災者台帳情報であって規則で定めるもの
14	略	
15	母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報及び住民票関係情報であって規則で定めるもの
19	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民年金法その他の法令の規定による給付の支給に関する情報、住民票関係情報及び障害者の日常生活及

	の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令の規定により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
22	瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第4条関係)

	事務	保有特定個人情報
1	児童福祉法の規定による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令の規定による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2	子ども・子育て支援法の規定による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども	児童福祉法の規定による障害児通所支援に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、住民票関係情報

	の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令の規定により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
22	瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の規定による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第4条関係)

	事務	保有特定個人情報
1	児童福祉法の規定による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、児童手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令の規定による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2	子ども・子育て支援法の規定による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども	児童福祉法の規定による障害児通所支援に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、住民票関係情報

・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	報、児童手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
-------------------------------	--

・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	報、児童手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
-------------------------------	--

別表第4（第4条関係）

	事務	保有特定個人情報
1	生活保護法の規定による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（同法の規定に準じて日本の国籍を有しない者に対して行われるこれらの事務を含む。）であって規則で定めるもの	学校教育法の規定による児童及び生徒の就学の援助に関する情報（学校保健安全法の規定による医療に要する費用についての援助に関する情報を含む。）であって規則で定めるもの

意見聴取

平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について

平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成28年2月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

平成28年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出について、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

意見聴取

平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について
平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成28年2月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

平成28年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出について、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

意見聴取

平成28年度瑞穂市一般会計予算について

平成28年度瑞穂市一般会計予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成28年2月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

平成28年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出について、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

意見聴取

平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について

平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成28年2月22日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

平成28年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出について、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。